

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年九月三十日
掲載頁 一三三頁(号外第二一九号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十月三日
掲載頁 一〇七頁(号外第二二二二号)

令和八年一月二十日
長野県須坂市大字小島一四七六番地一六二

(甲) 株式会社みずず精工
代表取締役 丸山 佳成

(乙) 株式会社エルク
代表取締役 丸山 佳成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.nankai.co.jp/group/nms/koukoku/nankai-ts.html>

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十九日
掲載頁 一七九頁(号外第一三六号)

令和八年一月二十日
大阪府中央区難波五丁目一番六〇号

(甲) 南海フードシステム株式会社
代表取締役 眞貝征志郎

(乙) 泉鉄産業株式会社
代表取締役 村上 敏也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.daiiei.co.jp/corporate/ir/koukoku.html>

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月十九日
掲載頁 二十三頁

令和八年一月二十日
神戸市中央区港島中町四丁目一番一

(甲) 株式会社ダイエー
代表取締役 西峠 泰男

(乙) 株式会社光洋
代表取締役 西峠 泰男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月九日
掲載頁 一五三頁(号外第五号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月九日
掲載頁 二十九頁(第一六二三号)

(丙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月九日
掲載頁 一五一頁(号外第五号)

令和八年一月二十日
兵庫県芦屋市打出小槌町八番一五号二階

(甲) 株式会社アイ・キューブ
代表取締役 西原 一将

(乙) Eatreat株式会社
代表取締役 西原 一将

(丙) ミイル株式会社
代表取締役 西原 一将

令和八年一月二十日
東京都江東区越中島一丁目一番一号ヤマタ

(乙) E a t r e a t株式会社
代表取締役 西原 一将

(丙) ミイル株式会社
代表取締役 西原 一将

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月九日
掲載頁 一五三頁(号外第五号)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十日
広島県呉市倉橋町七四七番地の五

(甲) 倉橋島海産株式会社
代表取締役 西原 一将

(乙) 有限会社大良
代表取締役 西原 一将

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
効力発生日は令和八年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年二月四日に予定しております。乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十三日
掲載頁 五十六頁(号外第六号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十三日
掲載頁 五十五頁(号外第六号)

令和八年一月二十日
香川県高松市国分寺町福家甲三七二五番地一

(甲) 株式会社フロムファースト・HD
代表取締役 佐野由紀子

(乙) 丸福株式会社
代表取締役 福島 昌嗣

香川県綾歌郡宇多津町大字東分一九三三番地

代表取締役 福島 昌嗣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月三十日
掲載頁 六十三頁(号外第二二〇号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月三十日
掲載頁 六十三頁(号外第二二〇号)

令和八年一月二十日
愛媛県四国中央市土居町中村六二〇番地一

(甲) 株式会社オーブン
代表取締役 疇地 康之

(乙) 株式会社細川食品
代表取締役 疇地 康之

令和八年一月二十日
福岡県糸島市泊一四五〇番地二

(甲) 株式会社SUBCULTURE
代表取締役 富田 祥

(乙) 株式会社NEO FUK
代表取締役 富田 祥

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十五日
掲載頁 一四八頁(号外第二八四号)

令和八年一月二十日
福岡県糸島市泊一四五〇番地二

(甲) 株式会社SUBCULTURE
代表取締役 富田 祥

(乙) 株式会社NEO FUK
代表取締役 富田 祥

福岡市中央区清川二丁目一番二一三〇二

代表取締役 富田 祥

代表取締役 富田 祥

代表取締役 富田 祥

代表取締役 富田 祥

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む関東地域において行っている小平店、船堀店、東大島店、湘南台店、三ツ境店、海老名店、鴨居店、西台店、新松戸店、武蔵村山店、港南台店及び上溝店で乙が営む事業のうち、デベロッパ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
<https://www.daiiei.co.jp/corporate/ir/koukoku.html>

(乙) 確定した最終事業年度はありません。
<https://www.daiiei.co.jp/corporate/ir/koukoku.html>

令和八年一月二十日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

(甲) イオンCREソリユーションズ株式会社
代表取締役 岡崎 龍馬

(乙) 株式会社ダイエー
代表取締役 西峠 泰男